

平成4年度月潟村立保育園保育料徴収金額表

| 階層区分 | 定 義 | 徴収金額(月額) | | | | |
|------|--|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 三歳児未満 | | 三歳児以上 | | |
| | | 基本額 | 半額 | 基本額 | 半額 | |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| B | A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,000 | 1,000 | 1,400 | 700 | |
| C1 | A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) | 8,400 | 4,200 | 6,900 | 3,450 |
| C2 | 所得割の額が5,000円未満 | 10,600 | 5,300 | 9,100 | 4,550 | |
| C3 | 所得割の額が5,000円以上 | 11,800 | 5,900 | 9,400 | 4,700 | |
| D1 | A階層及びB階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 3,000円未満 | 15,600 | 7,800 | 13,200 | 6,600 |
| D2 | | 3,000円以上 15,000円未満 | 16,200 | 8,100 | 13,300 | 6,650 |
| D3 | | 15,000円以上 30,000円未満 | 17,900 | 8,950 | 14,600 | 7,300 |
| D4 | | 30,000円以上 60,000円未満 | 23,200 | 11,600 | 20,700 | 10,350 |
| D5 | | 60,000円以上 90,000円未満 | 23,300 | 11,650 | 21,400 | 10,700 |
| D6 | | 90,000円以上 120,000円未満 | 26,300 | 13,150 | 22,600 | 11,250 |
| D7 | | 120,000円以上 150,000円未満 | 27,000 | 13,500 | 23,700 | 11,850 |
| D8 | | 150,000円以上 180,000円未満 | 29,200 | 14,600 | 24,900 | 12,450 |
| D9 | | 180,000円以上 210,000円未満 | 30,500 | 15,250 | 24,900 | 12,450 |
| D10 | | 210,000円以上 240,000円未満 | 31,700 | 15,850 | 24,900 | 12,450 |
| D11 | | 240,000円以上 360,000円未満 | 31,700 | 15,850 | 24,900 | 12,450 |
| D12 | | 360,000円以上 | 31,700 | 15,850 | 24,900 | 12,450 |

平成四年四月一日から、保育料を左記のとおり改正いたします。職員一同、質の高い保育に努めてまいりますので、みな

さんのご協力をお願いします。＊保育料徴収金額については、左記表のとおりです。詳しくは、役場(住民課)までお尋ね下さい。

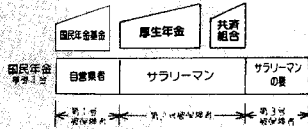
保育料を 四月一日から改正

国民年金のしくみ

国民年金制度では、すべての人が共通の基礎年金を受けます。厚生年金や共済組合に加入した人は、基礎年金を国民年金から、給料に比例した上乘せの年金をそれぞれの年金制度から受けようになっています。いわゆる二階建ての年金制度です。

国民年金三つの柱

- ①年をとったら(65歳になったら).....老齢基礎年金
- ②病気や事故などで障害者になったら.....障害基礎年金
- ③夫が亡くなったとき、子のいる妻や子に.....遺族基礎年金



第1号被保険者

第1号被保険者
自営業者、農林漁業者、無職、自由業者、愛媛大学の学生、夫の扶養になっていない奥さん

第3号被保険者

第3号被保険者
サラリーマンの奥さん
厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている奥さん

国民年金に加入する人は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人たちです。国民年金に関する情報は、役場住民課(年金係)にお気軽にお問い合わせください。

平成四年度

保健委員の紹介

保健委員は、村の保健衛生事業を推進するために住民と大切なパイプ役として活躍されています。主な活動には、総合検診や環境衛生、健康づくり事業などの地域活動が主体です。一年間よろしくお願ひします。(敬称略)

- ◎予防衛生委員 (大別当)
- 齊藤 文子 近藤 昌子
 - (月 潟) 田辺 涼子 阿部 澄江
 - 近藤 広子 森山 准子
 - 村井美枝子 小出リヤウ
 - (西萱場) 北 春子 田辺 静子
 - (上曲通) 児玉 幸子 野澤 文江
 - (下曲通) 阿部 初枝
 - (東長島) 山田 明美
 - (木 滑) 山口 幸子 児玉 秋枝
 - (釣 寄) 曾山 静子
 - (釣寄新) 山口久美子

- ◎公衆衛生委員 (大別当)
- 薄田 文子 五十嵐ヤイ
 - (月 潟) 堀 マサ子 市嶋八重子
 - 登石 博子 矢挽由紀子
 - (西萱場) 渡辺 圭子
 - (上曲通) 小林 智子 木村 薫
 - (下曲通) 小林 律子
 - (東長島) 野内 里美
 - (木 滑) 岩本美津子 児玉真由美
 - (釣 寄) 曾山 育代
 - (釣寄新) 井澤 幸子

平成四年度 「緑の羽根」 募金のお願ひ

今月、四月一日から三十日までの間、「緑の羽根」募金が行われます。この募金は、学校、公園、公共施設などの緑化を実施しながら、地域ぐるみの緑化運動に大きな成果をあげています。今、地球各地で森林の荒廃が進み、緑が減少しております。私たち一人一人が緑の重要性を理解し、緑づくりに参加していくことが必要です。みなさんのご協力をお願いします。

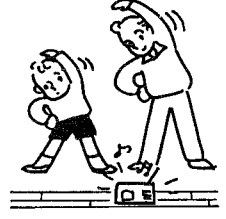


「ふれあい県政バス」 の参加者募集

県では、県民のみなさんに県の施設や事業を行なっている場所を見学していただき、県政への理解を深めていただくために、「ふれあい県政バス」を実施します。

- 実施日 平成四年五月二十日(水)
- 参加資格 個人、親子または十名以下の団体
- 募集人員 五十名 集合場所までの交通費及び昼食は参加者負担
- 申し込み方法 往復葉書に「第一回ふれあい県政バス参加希望」と明記の上、住所、氏名、電話番号を記載し、実施日の十日前までに左記に申し込んで下さい。

第二回 健康づくり推進大会



1日15分の運動を
日常生活を快適に
過ごすには...

三月二十二日(日)午後一時十五分から農村環境改善センターに於いて、第二回健康づくり推進大会を開催しました。講師は昨年引き続き関口陽子先生を迎えました。

「長寿時代を快適に過ごすには一日一回汗をにじませる程度の運動を生活の中に取り入れる工夫が大切...」一番よいのが自分に適した速度で①歩くこと②筋肉は衰えさせないで使うこと(体操を)③無理は禁物...などお話を聞き指導で楽しく大会を盛り上げて下さいました。

実践発表 三例
「一日一万歩」
「日本一周を!!」

昨年の大会で関口先生のお



▲大盛況に終わった第2回健康づくり推進大会

〒950新潟市新光町4番地1
新潟県総務部知事公室
広報広聴課
●問い合わせ先
☎285-5511 内線2116